

○独立行政法人国立科学博物館資料同定取扱規程

平成16年5月14日
館長裁定

最終改正
平成26年3月28日
館長決裁

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）が依頼を受けて実施する資料の同定の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(同定等の範囲)

第2条 この規程において資料の同定とは、依頼者が業務に用いることを目的として依頼した資料を、肉眼又は顕微鏡等を用いて科学的特徴を調査し、資料の名称を確定又は形状計測するものとする。

2 資料の同定の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 動物資料の同定
- 二 植物（菌類を含む）資料の同定
- 三 岩石及び鉱物資料の同定
- 四 古生物資料の同定
- 五 隕石資料の同定
- 六 その他の資料の同定

(同定の依頼)

第3条 依頼者は、資料同定依頼書（別紙様式1）を独立行政法人国立科学博物館長（以下「館長」という。）に提出し、承諾を受けなければならない。

(同定の承諾)

第4条 館長が資料の同定の依頼を承諾した場合は、依頼者に資料同定承諾書（別紙様式2）を交付するものとし、必要に応じて承諾の条件を付すものとする。

(同定料金)

第5条 資料の同定の依頼を承諾した場合は、別表に掲げる料金等を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、資料の同定の依頼の目的が次の各号いずれかに該当する場合には、料金等を免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体並びにそれらが設置する博物館等教育研究機関が行う展示、教育又は学術に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 二 私立の博物館等教育研究施設が行う展示、教育又は学術に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 三 その他、教育又は学術に係る営利を目的としない法人及び団体が行う展示、教育又は学術に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 四 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合
- 五 専ら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合
- 六 科学博物館が共催、後援又は監修する事業の用途に供することを目的とする場合

七 その他免除すべき特別の事情がある場合

3 資料の同定のため科学博物館の職員が出張する必要がある場合は、独立行政法人国立科学博物館旅費規程で定める額を依頼者に別に請求するものとする。

(同定等の結果の通知)

第6条 資料の同定が完了したときは、館長は資料同定結果通知書（別記様式3）により、依頼者に速やかに結果を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成16年5月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別 表

1 資料の同定の料金（消費税額及び地方消費税額を含む。）

事 項	料 金 (円)
動物資料の同定	
肉眼同定（写真・VTRを含む）	1点 5,400
顕微鏡同定	1点 10,800
電子顕微鏡同定	1点 32,400
植物資料の同定	
肉眼同定（写真・VTRを含む）	1点 5,400
肉眼同定（解剖を伴うもの）	1点 10,800
顕微鏡同定	1点 10,800
電子顕微鏡同定	1点 32,400
岩石及び鉱物資料の同定	
肉眼同定	1点 5,400
岩石薄片の偏光顕微鏡同定	1点 10,800
古生物資料の同定	
肉眼同定	1点 5,400
顕微鏡同定	1点 10,800
隕石資料の同定	
肉眼同定	1点 5,400
その他の資料の同定	1資料 別途個別に定める

2 報告用詳細写真

- ・ 1資料につき3,240円を請求する。

3 資料の返却費用

- ・ 別途請求する。

(別紙様式 1)

平成 年 月 日

独立行政法人国立科学博物館長 殿

依頼者住所
(所属機関名)
氏 名

(署名又は押印)

資 料 同 定 依 頼 書

資料の同定を下記により依頼しますのでご承認願います。

記

目 的	
資 料 の 状 況 (詳細は別紙)	
希望する同定 の内容	
同定完了希望日	平成 年 月 日
備 考	

※ 資料の状態と同定の方法によっては、現状に復元できない場合がありますので、
予め担当者とは相談いただく場合があります。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

殿

独立行政法人国立科学博物館長

印

資料同定承諾書

平成 年 月 日付けで依頼のあった資料の同定については、下記により承諾します。

記

1. 同定の内容

2. 同定担当者名

3. 同定の完了予定日 平成 年 月 日

4. 同定料金 円

5. 同定料金の納入 (1) 当館の発行する請求書により納入してください。
(2) 納入後の同定等料金は返還いたしません。

6. その他

(別紙様式3)

平成 年 月 日

殿

独立行政法人国立科学博物館長

印

資料同定結果通知書

平成 年 月 日付けで依頼のあった資料の同定につきましては、
完了いたしましたので別紙のとおり報告します。